

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		育児・介護雇用安定等助成金（子育て期の短時間勤務支援コース）（旧名称： 子育て期の柔軟な働き方支援コース）（20-115）					
実施主体		（財）21世紀職業財団					
事業概要		子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度の導入・利用促進に向けた取組を行い、利用者が生じた場合に、事業主に支給					
年 度		平成 17	18	19	20	21	
予算額 (千円)		112,600	140,600	111,950	88,300	129,600	
目 標 と 評 価	目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業取得率、小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率が以下を上回るとともに、「子ども・子育て応援プラン」に掲げられた今後の社会の姿（※）の実現に向けて取り組む。 ・ 育児休業取得率 男性 0.56% 女性 70.6%（平成 16 年度実績） ・ 小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率 10.5%（平成 16 年度実績）※・育児休業取得率 男性 10% 女性 80% ・ 小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率 25% 					
	実 績	目標 の達 成度 合い	①未達成（男性 0.50%女性 72.3%） ②達成（実績 16.3%）	達成（実績 91.3%）	達成（実績 93.6%）	達成（実績 100%）	—
		事業 執行 率	40%（45,500 千円／ 112,600 千円）	支給件数 21%（79 件 ／384 件） 支給額 22% （31,050 千 円／ 140,600 千 円）	支給件数 64%（107 件／168 件） 支給額 41% （45,900 千 円／ 111,950 千 円）	支給件数 77%（98 件／ 128 件） 支給額 47%（41,800 千円 ／88,300 千 円）	—
	評価結果	18 年度施行状況を見て判断。		B	X	B	—

〈調査結果〉

1 類似事業（項目 1（1）－イ関係）

本事業と「育児休業取得促進等助成金（20-119）」及び「育児・介護雇用安定等助成金（中小企業子育て支援助成金）（20-127）」について、個々の要件はあるが、いずれも育児休業、短時間勤務制度のように働く男女の勤務条件の改善を図るものであり、また、「育児休業取得促進等助成金（20-119）」の短時間勤務促進措置及び「育児・介護雇用安定等助成金（中小企業子育て支援助成金）（20-127）」は暫定措置であり、申請窓口の一元化を図り効率的な運営ができることなどから、統合の余地があるとみられる。

（注）「育児休業取得促進等助成金（20-119）」の短時間勤務促進措置は平成 21 年度までの、「育児・介護雇用安定等助成金（中小企業子育て支援助成金）（20-127）」は平成 23 年度までの暫定措置である。

2 運営費等の見直し（項目 1（1）－エ関係）

（事例表 42（育児・介護雇用安定等助成金（ベビーシッター費用等補助コース）（20-112）参照）

3 申請書類の簡素化（項目 1（2）－イ関係）

本助成金の「育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金）支給要領」によると、支給申請のたびに就業規則（写）及び一般事業主行動計画策定・変更届（写）を添付させることとなっている。

しかし、本助成金と同類の「育児・介護雇用安定等助成金（代替要員確保コース）（20-114）」については、その支給要領で「なお、上記ア（労働協約（写）又は就業規則（写））及びケ（一般事業主行動計画策定・変更届（写））について、既に当該申請を行ったことのある事業主で、その内容に変更がない場合は、再度の提出を必要としないものとする。」とされており、内容に変更がない場合は再度の提出を求めない。

本助成金についても、対象労働者が発生する都度支給申請を行うという点において、上記の代替要員確保コースの場合と変わらないものであることから、同様に、同一事業主からの本助成金の 2 回目以降の支給申請において、労働協約（写）又は就業規則（写）及び一般事業主行動計画策定・変更届（写）の各内容に変更がない場合は、それらの再提出を要しないことについて検討する必要がある。

4 評価の実施状況（項目 3－ア関係）

（事例表 42（育児・介護雇用安定等助成金（ベビーシッター費用等補助コース）（20-112）参照）（再掲）

5 評価手法（アンケート調査）（項目 3－イ関係）

厚生労働省は、平成 20 年度において、「本助成金の支給対象となった短時間勤務制度を利用した労働者の継続就業率 90%以上」を事業目標として設定しており、これを受けて（財）21 世紀職業財団は、その年度に支給申請を行った事業主に対し、当該年度末にアンケート

ト票を送付、回収することにより、目標達成率を算出している。平成 20 年度の目標達成率の算出方法は以下のとおりである。

なお、(財) 21 世紀職業財団は、算出方法について、厚生労働省と協議しつつ、同財団が決定したとしており、その結果は下表のとおりとなっている。

< 目標達成率の算出方法 >

目標達成率 = 当該年度に支給した事業主における支給対象労働者のうち年度末現在の在職者数 ÷ 当該年度に支給した事業主における支給対象労働者数 × 100

表 アンケートの実施状況

(単位：か所、%、人)

区分 年度	送付事業所 数	回答事業所 数	回収率	労働者数(a)	在職者数(b)	目標達成率 (b/a)
平成 18	73	60	82.2	69	63	91.3
19	84	73	86.9	78	73	93.6
20	58	53	91.4	57	57	100

(注) 当省の調査結果による。

しかし、アンケートが年度末に行われることから、年度開始頃に支給した事業主に雇用されている支給対象労働者の継続就業期間と年度末間近に支給した事業主に雇用されている支給対象労働者の継続就業期間とについて、1 年近い差が生じるなど区々となっており、継続就業率の基準が曖昧である。